

7 公立香第60号
令和7年6月6日

各所属所長 殿

公立学校共済組合香川支部
支部長 淀谷 圭三郎

令和7年度特定保健指導の実施について（依頼）

公立学校共済組合香川支部では、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、40歳から74歳の組合員を対象に、特定健康診査（人間ドック・定期健康診断）の結果、積極的支援または動機付け支援の該当者に、特定保健指導を行っています。

該当者に、特定保健指導の案内をし、委託事業者（SOMPO ヘルスサポート株式会社または株式会社ベネフィット・ワン）が、所属所で行う訪問型またはICTによる遠隔面談型等で個別に特定保健指導を実施します。（別紙「令和7年度特定保健指導について」参照）

については、下記のことについて御配慮をお願いします。

なお、この事業に係る費用の個人負担はありません。（ICTを利用した場合の通信料を除く。）

記

- 1 指導対象となった該当組合員が、特定保健指導を受けやすいよう服務上の御配慮をお願いします。なお、特定保健指導に係る服務取り扱い（職専免等）は、各教育委員会等の規定によることとしてください。
- 2 特定保健指導の日程については、該当者と委託事業者の担当者（保健師等）が調整をします。
- 3 該当者が、所属所訪問型（対面）を選択した場合は、特定保健指導を受けるためのプライバシーが確保できる場所（部屋）の使用について、御協力をお願いします。
- 4 委託事業者の担当者（保健師等）が、特定保健指導のため、各所属所へ訪問しますので、御対応をお願いします。

公立学校共済組合香川支部
保健福祉担当 藤本・黒田・磯崎
電話 087-832-3794